

第6回 社会保障国民会議 有識者会議 議事要旨

開催日時：令和8年5月19日（火）13時30分～15時30分

場所：全国都市会館 3階 第1会議室

出席構成員（敬称略）：

伊藤元重、翁百合、片岡剛士、久保田政一、河野俊嗣、小西砂千夫、
是枝俊悟、清家篤、武田洋子、富田成輝、永濱利廣、深澤祐二

ヒアリング先（敬称略）：

八代尚宏 昭和女子大学総長顧問

日本商工会議所

日本労働組合総連合会

議事「給付付き税額控除」の制度設計に向けたヒアリングについて

八代尚宏氏からのヒアリング

＜八代尚宏氏＞

資料1に沿って社会保障国民会議への期待を3点ほど挙げる。

第1に、本来、給付付き税額控除とは、資産所得や家族情報を網羅したものでないといけませんが、その情報を待っていると時間がかかってしまう。速やかにこれを実現するために個人単位の勤労税額控除という形で、簡易版で導入する。ただ、スピード重視といっても、税額控除と切り離れた給付のみというやり方では、過去にも幾つも例があり、高市総理の総裁選以来の重要公約である給付付き税額控除の形骸化と考える。

第2に、実施主体は国税当局が最適ではないか。給付のみであれば、市町村に最初の数年間依頼すればよいといわれるが、非常に大きな事務負担がかかる。税制改革につながる国の制度であれば、国の機関がやる必要がある。既に国税当局では、確定申告や公金受取口座というインフラもあるので、これを活用して、速やかに実施することが大事だと思う。

給付付き税額控除は、あくまでも税と社会保障の一体改革の、いわば最初の成果でなければいけない。今一番問題になっているのは、高い社会保険料で、本来、税でやるべきことまで社会保険料で実施されている。最近の例でいえば、岸田内閣の時の子ども・子育て支援金を、税でなく健康保険料に上乗せするという極めて例外的なことをやったが非常に評判が悪い。この給付付き税額控除で、きちんと対応する必要がある。それから、家族の扶養制度について、年金では第3号被保険者問題があるが、健康保険の被扶養者の方がはるかに金額的には大きく、また、介護保険も金額が大きい。所得税にも配偶者控除がある。今や若い世代はほとんどが共働きなので、こういう制度をいつまでも維持することは、不公平であるだけでなく極めて非効率で、就業抑制効果が生じる。これはぜひこの会議で見直していただきたい

い。

年金制度について、年金法自体は通ったが、大きな課題を全部先送りしている。出生率の急速な低下や外国人の増加等、人口状況の変化に対応した年金財政の検証を、5年を待たずに、ぜひ社会保障国民会議でも議論いただきたい。

「給付のみ実施方式」の問題点については、簡易な税額控除方式により事業主の事務負担増を抑制できる。中小企業の事業主の方が、この制度によって非常に負担が増えると懸念されているが、そういうことはないと言明する必要がある。

事務局資料への補足点について、事務局資料のイメージ1から3はかなり不足している面がある。例えば、イメージ1とイメージ2では支援額の決定と税額控除を分けて考えている。前回会議の資料1に給与所得者については会計ソフトが新制度に更新されれば自動的に計算できるので事業主の事務が極めて煩雑になることはないと思ったが、全くそのとおりだと思う。まだ制度が固まっていないにもかかわらず、雇用主に追加的な事務負担を負わせることを前提としたイメージ1やイメージ2には非常に問題がある。むしろ事業主に事務負担がないような形で給付付き税額控除を考えるべきと思う。

事業主の方が一番心配しておられるのは、国税庁との差額調整前に労働者に対して支援金を立て替えなければいけないことだ。前回会議の資料1に、国税当局が事業主へ所要額を支給後に、事業主から従業員に給付する形が望ましいと書いてある。最初からこういう形にすれば、むやみに事業主の方たちの不安をあおることにはならない。事務局にそういう意図はないと思うが、最初から給付のみ実施方式に誘導するようなことになれば、非常に問題が大きい。例えばイメージ3では、事業主に全く負担がないように書いてあるが、今までやっている年末調整の負担は常にある。年末調整と一緒に給付付き税額控除をやれば、事務負担では、ほとんど1から3まで変わらないので、資料の作成に当たっては、前回会議の資料1にあった有識者の意見をぜひ反映いただきたい。

4ページの年末調整方式での中小企業の事務負担について。今、副業が増えているが、本業の事業主が副業の分まで対応しなければならない場合には、大きな負担増になる。そうではなく、本業の事業主は、自らの給与分だけ対応すればいいし、副業の場合は、本人が確定申告で対応するとしておけば、問題はない。副業を申告すると税の追加徴収になるので申告しなくなるという懸念も一部に見られるが、それは、例えば今でも副業に対しては源泉徴収がかなり多くなっているのだから、副業をやっている人は自ら確定申告することで利益が出るようなインセンティブを考えればいいと思う。

問題点があることを指摘するのではなくて、問題点を解決したら、給付付き税額控除はどうなるかというようなポジティブな形でまとめていただきたい。

5ページについて、ギグワーカーが増えているが、給与ではなくいろいろな雑所得という形で支払いが行われたとき、申告が漏れてしまう危険性はある。事業主に対して、請負の時にも給与に準じた税務当局への報告を早急に義務づけることにすると思う。

6 ページの国税当局が実施主体となることの必然性として、これまで課税所得を十分に把握してきた税務行政の担当省庁のほうが、はるかに比較優位性を持っていることが挙げられる。非課税対象者のデータがないという声もあるが、ほかの省庁にもない。課税対象者の所得を把握している国税当局が、非課税対象者が申告してきたときに、本当に所得がないかどうかをチェックする一番のアドバンテージを持っている。

何よりも国税当局の優れている点は、不正な申告をすると、これは副業でもそうだが、脱税するのと同じ扱いにできて、重加算税が課せられる。悪いことをしたら確実に罰せられるという国税当局への信頼性は非常に高く、この特徴はほかの官庁にはない。なぜこのアドバンテージを持っている国税当局に、非課税所得は対応できないという意見があるのか、非常に不思議だ。実施担当を国税当局と早く決めていただく必要がある。

7 ページの低所得の方のデータは地方自治体にしかないことについて、来年1月から給与所得情報は国と市町村が共有するシステムが確立する。要するに、国税庁、税務当局は地方自治体と同じ情報を持てるので、地方自治体でなければできないという論理は、もうなくなっていると思う。

8 ページの財源問題について、棚上げしてはどうかという意見も一部あるようだが、これは絶対にやめるべき。今の子育て支援金でもそうだが、先に児童手当を増やして、後から健康保険料に上乘せして取ることは非常によくはないことで、国民の不信感を高める。給付付き税額控除というのは、今のやり方で税金を決めてから税額控除をやって、それで不十分な部分は給付に回すということだから、所得控除から税額控除への転換という形でやればすっきりするのではないか。

どれくらい給付に財源が必要かは、制度設計自体だが、我々の学会での試算は、年収 300 万円ぐらいまでに支給とした場合には、右下がりか台形かによって異なるが、2兆円から3兆円で、ほぼ基礎控除の廃止分の枠内にとどまると見ている。

9 ページについて、例えば平均給与 500 万円の所得税はわずか 11 万円、実効税率で 2% にすぎない。それに対して社会保険料は本人・事業者で 75 万円、おのおの 15% とすさまじい差があり、このアンバランスは解消していく必要がある。基礎控除的な所得控除を減らしていくことによって税金が増える、それを社会保険料の引き下げに当てる。低所得層は、税額控除が先にできれば、そこから守られる。

10 ページについて、日本の所得格差が拡大しているという話がある。私が勤めていた OECD では、所得再分配後のジニ係数を発表しているが、これによると、確かに日本のジニ係数は非常に高い。しかし、これは競争の行き過ぎだとか、新自由主義のせいだと言われるが、所得再分配前の市場ベースで見ると、左側のグラフで、日本はデンマークと同じ程度のジニ係数だ。本来、市場ベースでは日本は依然として平等な国である。ただ、所得税制や社会保障による再分配効果があまりにも低いために、結果的にほかの国に追い抜かされてしまう。給付付き税額控除を速やかに実現することによって、この所得格差の是正がかなり進むと思う。

最後に、もしこの給付付き税額控除がなかなか進まないのであれば、かつて小泉

政権で郵政民営化をやったときに、郵政民営化のみをターゲットにした準備室を作ったように、今回も給付付き税額控除を行うことだけを目的とした準備室を設置するのも一つの考え方だと思う。

<是枝構成員>

2ページの所得控除から税額控除への改革が必要であるという点、それにより財源を一部賄うべきだという点には賛同する。

給付と減税のスキームについて、私もこの会議に参加した当初は、制度・規制改革学会の提案とほぼ同じく、年末調整、確定申告での給付案がよいと考えていた。事業主に立替えが生じる問題については、今回、従業員への給付を国税当局からの支給の後としてもよいという案をお示しいただき、確かにそうした方策も考えられると思った。

ただ、それでもなお、事業主に一定の事務負担は必要になること、所得税の源泉徴収義務者に、所得税とは直接関係ない給付まで法律で義務づけてよいのかという立法論としての一定の課題はあると認識している。一方、八代氏がお示ししたとおり、これらについては乗り越えられないハードルではないと思っている。

より課題が大きいと認識しているのは2以上の事業所、あるいは給与所得と事業所得の両方をお持ちの方の扱い。年末調整、確定申告での給付案の場合、2以上の事業所でお勤めの方、あるいは給与以外に事業所得などがある方については、年末調整時に一旦受け取った給付金を確定申告時に返していただく形になる。先ほど八代氏に御説明いただき、前回の会議でも意見があったが、一度給付を受け取ったものを確定申告時に返していただく形にする場合、特に所得がかなり少ない方で、既に使っているかもしれないことも踏まえると、かなり酷ではないか。

源泉徴収税額を多めに設定すればよいのではとの御提案もあったが、そうすると、最初の事業所得等の発生時や副業分の所得の発生時に相当多めの源泉徴収をしなければならない形になり、キャッシュフローの面でかなり苦しいことになる。

確定申告がなされない場合について、どう扱うかが非常に難しいところ。

資料の6ページで、国税当局に課税所得を把握してきた比較優位性がある、制度執行に対する信頼性があると示されているが、残念ながら、それは今までの税務行政についてであり、これから給付付き税額控除を導入しようとした場合にも当てはまるかどうかは、よく考えなければならない。

現状、市区町村のみに提出されている給与支払報告書につき、来年から国にも連携されるように変わるが、これらは紙で提出されていることもあり、マイナンバーが記載されていないこともある。市区町村がこれらを精査して、地方税の賦課決定を行った上で、一部の情報について国に環流されているというのが実態。確かに国は、比較的高所得の方の所得情報の収集につきノウハウを持っているが、比較的低所得の方の所得情報の収集についてノウハウを持っているのは、地方自治体。将来において、国が一元的に所得情報を収集したほうが効率がよくなる可能性は否定しないが、当面、年末調整、確定申告での給付案を行うとしても、公平な運営を行

うためには、市区町村に所得情報の名寄せなどの御協力をいただかなければならない。それならば、当面の制度実施においては、初めから市区町村による給付のみの制度としたほうが、より負荷が小さく済むのではないか。

<片岡構成員>

11 ページの結論の①について、そのとおりだと思う。

結論の④で「給付付き税額控除制度準備室（仮称）」を設置というお話があったが、仮に八代氏が構成員だった場合、どういうことを準備室でやった方がいいのか、どういうことをやるべきだとお考えなのか、教えていただきたい。

<久保田構成員>

早期実現のため、簡易な形でスタートすることは私も賛成。

事業主の負担についても、いろいろ配慮いただいていることは分かるが、結局は年末調整のときに事業者が所得に基づいて調整額を決定して、控除なり給付するのが基本的な流れだと思う。ただ、それについて、3点申し上げたい。

1点目に、事業者では、ベンダーから購入したシステムだけではなく自社開発したシステムもあるので、御提案のような処理を行うシステムの整備を全ての事業者が早期に行うことは不可能だろうと思う。

2点目に、仮にシステムを整備したとしても、今でも事業者による月次の源泉徴収、年末調整に係る事務負担は非常に重く、さらにそのシステム更新でのコスト負担もある。

また、間違いがないように事務所で対応するとなると、人事・経理担当者への新たな教育訓練の負担、対象となる従業員に対する申請方法の周知、個別対応等、いろいろな追加負担が生じる。

3点目に、とりわけ小規模な企業に対して、今の人手不足の中でこういった追加的な負担を課すことは現実的ではなく、非常に難しいと思っている。その辺りも含めて、設計に当たっては十分御配慮いただきたい。

<永濱構成員>

所得控除から税額控除の組替えについて質問する。確かに再分配後のジニ係数は高いが、我が国の所得税における最高税率は国際的に見ても決して低い水準ではないと思う。インフレ局面において、ブラケット・クリープの対策もまだ講じられていない中で、仮に一律に所得控除を縮小・廃止して税額控除化を進めると、高所得層へ過度な税負担の集中を招きかねないという向きもあり、そうなる、そもそも日本経済の現状の本当の課題は、高所得から低所得への再分配という狭い話ではなく、例えば政府や企業から家計全体への還元が構造的に不十分であるという点もあると思う。むしろそうした課題を考えると、例えば現在の所得向上の枠組みを維持したまま切り離された形で、低所得者へターゲットを絞った還付給付を行うほうが税制の公平性や受容性を保てると思うが、この点について御意見をお

伺いたい。

<武田構成員>

簡易な形で早期に実施すべきという点と、家族の扶養制度の問題については特に賛同する。

一方で、年末調整において給付付き税額控除を行うべきとの御提案については、先ほど他の構成員からも御指摘があったとおり、企業負担について御配慮いただいているが、中小企業の事務負担の面で課題が多いと考える。その上で、仮に給与所得の方々に年末調整ではなく確定申告に基づいて給付を行うこととした場合、本来ならば申告が不要である方々に申告を求めることになり、対象となる方々からの理解が得られるかが懸念される。

これを契機に、データインフラの整備は進める必要があるが、少なくとも現状は、既存の名寄せされた情報を最大限に活用し、スピーディーに支援を行うことが、効率性の観点から望ましいと考える。

<翁構成員>

1 ページで家族扶養制度の見直しと同時に個人単位とあるが、就労調整に対して個人単位でやっていく上で、例えば収入や、基準について具体的にどんな工夫が必要とお考えか。

税制も社会保険も、年金の問題だけでなくいろいろと並行的に検討すべきことが多く、継続的に検討していくべきだと思っているが、家族扶養制度の見直しとは、どんなことを進めていくべきとお考えか、教えていただきたい。

<八代尚宏氏>

片岡構成員からいただいた準備室は何をするのかとの質問について、郵政民営化の例えで言うと、民営化すべきかどうかの議論はやめて、とにかくやることを前提に考えていく。構成員の方から、現状を変えるところという問題点があると山のような御指摘があって、全くそのとおりだと思う。ただ、それは「いつかは変えるが、今ではない」ということで、そうした議論をやっているといつまでも変わらない。

久保田構成員の御意見について、もちろん中小企業の事務負担は、確定申告にシフトしても残る。現状、いろいろな事務負担はあって、現に去年は、基礎控除を拡大したことによりかなりの事務負担が生じた。なぜそれはよくて、新しい給付付き税額控除の事務負担は駄目なのか。ある意味で、会計ソフトを変えるという点では同じではないか。ソフトは自動的にバージョンアップされると聞いているし、ソフトを使っていない事業所もあるので、そこは補助をしたり、補助金を出してソフトをもっと普及したり、いろいろなやり方がある。難しいからしないという発想ではなく、やるために何が必要なのか、その必要な対応を考えていくことが準備室の役割だと考えている。

永濱構成員からのブラケット・クリープの問題や、企業から家計に十分お金が行

っていないとの御指摘はよく承知している。だからそちらをやるべきだというのはおっしゃるとおりだが、そちらもやりつつ、税負担の中の組替えもやる。決して企業から家計にお金が行っていないことを放置していいということではなく、一つ一つ問題を退治していけばどうかと思う。

武田構成員からいただいた御意見に関して、いろいろな問題があることはよく承知している。ただ、いつまでも地方自治体に依存していいのか。大きな自治体は当然対応できるだろうが、小さな自治体は、過去の給付金のために重い負担を負った。これを繰り返すのは、この際やめるべきと考えている。

いつやるかについて、この給付付き税額控除というアイデアを公約に掲げる総理はそう簡単にはいないので、この際あらゆる問題に、今対応すべきではないか。

翁構成員からいただいた就業調整に関する御質問について、就業調整の106万円や130万円に相当するところを給付、あるいは税額控除のほうでカバーしていくのが一つの考え方かと思う。

是枝構成員からいただいた立法論に関する御意見について、私は法律の専門家ではないが、これまでも立法で税法を変えてきており、国税庁は還付もしてきた。所得情報がない方に対しては、自ら確定申告をしてもらう。しなかったら、それは本人の責任だという方向にかじを切っているのではないかと。アメリカは日本よりはるかに多くの人口でそれをやっている。日本はこれまで企業に全面的に依存して税の徴収業務をやってきたが、副業だけでなく主業のみの方も含めて、日本でももっと確定申告を個人がする方向に向かっていいのではないかと。これが本当に改革の一つのチャンスとしてやっていく必要があるかと思う。

給与支払報告書にマイナンバーの記載がされていない場合もある件については、マイナンバーの記載がないからできないではなくて、これだけマイナンバーが普及しているのだから、それを一挙に義務づける、そういう契機として、今回の給付付き税額控除を考えていけばいいと思う。

郵政民営化のときと同じように、今がこの改革の絶好機ではないか。これだけ強力な首相が給付付き税額控除を唱えている、野党も別に反対をしていない、こういう絶好のタイミングを逃したら、なかなかできないのではないかと。

日本商工会議所からのヒアリング

<日本商工会議所>

まず、総論の部分について、この国民会議は、社会保障という冠がついているとおり、給付と負担の在り方、あるいは本来そもそも議論すべきことをしっかり議論した上で、国民的なコンセンサスが広がるといいと改めて思っている。

企業側としては、そこで働く従業員も同じであるが、社会保障負担は増加の一途であり、負担感が非常に高い状態で、企業側が負担するものと合わせると報酬の3割程度に及び、もはや負担感も限界に近い。ぜひ持続可能性が高い状態で改革が進むこと、可能な限り全世代型、みんなでしっかり支えていくという基本的な現在の政府の改革メニューが着実に進むことを期待している。

去年の暮れ、あるいは今年の頭から、まだ半年もたっていないが、明らかに社会経済環境は激変しており、当時の前提が大きく狂っている中で、今の様子に対応するためには、一刻も早くスピード感を持って、なるべく簡単に、所得に応じた給付に絞った制度がよいというのが私どもの意見。

各論について、中低所得者世帯に焦点を絞った負担軽減と、就労促進、就労インセンティブがしっかり取れているということが重要。特に地方、私ども商工会議所は全国、地方の企業の皆さんが会員として活躍されているが、人手不足のこの環境は死活問題なので、働く人たちが働きたくなくなるような制度はぜひ避けていただきたい、就労インセンティブが強く効くような制度にしていきたい。

財政が健全な状態でキープされるという意味では、ばらまきの対策は非常に難しいと思うが、将来的には、対象者に対してピンポイントで給付ができる仕組みになることを改めて期待している。

制度設計について、いろいろ御議論はあると思うが、対象者には一定の線引きが当然必要で、この制度のみに限定せず、既存の社会保障制度の役割を改めて明確にしながら、必要な人に早く必要な支援が届くようにと思っている。

一方で、勤労性の所得について、必ずしも給与所得をもらっている方だけでなく、小規模事業者等も含めて事業所得がある方々も対象にしていただけるとありがたい。

執行方法について、現状でも中小・小規模事業者の事務負担軽減をずっと求めてきた中で、企業の中に税務署の出張所があるような状態で税務のお手伝い、あえて申し上げると、ただ働きをしている状態なので、これ以上、生産性に直結しない納税事務負担については、増やさず、むしろぜひ減らしていただきたい。

一部で会計ソフトの更新で簡単に対応できるとの議論があると聞いているが、残念に思う。中小・小規模事業者の中には、そもそも会計ソフトを導入していない方が存在するので、システムを導入しなければうまく使いこなすことができないというのは、前提として現実的ではないと思う。仮にシステム改修等で経理・税務的に対応ができたとしても、それぞれの従業員に対して説明や、周知、個別の具体的な事案に対し相談に乗って対処していかなければいけない。この事務負担は膨大なものと私どもは理解をしている。

定額減税時は大混乱の中で、皆さん真面目なので、しっかりとやるという気概を持って対応したが、相当な事務負担であったことは事実。ぜひそのようなことにならないようお願いしたい。

それから、年末調整や、確定申告時にとの話もあると聞いているが、これらについても、そもそも何のためにやっているのかを改めて確認すると同時に、年末調整後に給付する等、時期をずらすような議論には必ずしも賛同できない。事務負担という意味では、今、働き方についても相当程度、常識も変わってきていて、副業を推奨しているような企業も増えてきているので、個人レベルでの所得の把握についても、その企業だけで全て完結するというものでは必ずしもないということもぜひ御理解をいただきたい。

マイナンバーの公金受取口座の活用について、従業員を抱えて税務行政のお手伝いをしている民間企業の立場としては、マイナンバーの捕捉を確実にするというのを徹底しているが、同時に公金受取口座の登録についても、この際、推進できるチャンスではないかと思っている。未登録の方々には、少し乱暴かもしれないが、口座登録者のみに給付することもあり得ると思うし、登録されていない方々に対してアナログ的な対応をすることは、行政負担という観点から国民全体にとって不利益ではないかと思っている。

最後に、所得に応じた給付を最優先にして、一刻も早く、なるべく早く、支援が必要なところには手が届くようにしていただきたい。それと、就労に対するインセンティブがなくなるようなことにならないようにと思っている。

国民、民間企業で働く方たち、経営する私たちが、引き続きやる気を持って盛り立てていける、日本を強く豊かに、それを実現できる制度を期待している。

<久保田構成員>

スピード感を持って実現すべきというお話に対し、私は全く賛成。加えて、事務負担について、実際の企業経営者の方から生の意見を伺った。私どもも企業負担は、特に中小企業は大変だろうと思っているので、今までもそう主張をしてきたが、今日また直接お話を伺って、非常に意を強くした。

<深澤構成員>

執行の中では事務負担が非常に大きな課題だと思う。年末調整を既存のインフラと捉える方もいるため、どのぐらいの負担になるかを具体的に理解してもらわないと、企業のわがままと捉えられかねない。御説明のとおり、実態として、特に従業員への説明がかなり大変な部分だろう。その具体的なボリューム、あるいは今までやられてきた中でどういう御苦労があったのかを、もう少し具体的に御説明いただければありがたい。

<永濱構成員>

深澤構成員の御意見に関連するが、資料に、既存のインフラを活用して迅速に執行できる範囲で対応すべきと御提言がある。これは基本的に中低所得の勤労者への負担軽減で、源泉徴収の枠組みを活用して、社会保険料を一部還付するという仕組みが有力だと思うが、そうした対応であれば、企業側の具体的な詳細が分からない方からすると、全く新しい事務プロセスを一から構築する必要はなくて、実務的な負担はそれほど重くないという見方もされがちだと思う。とはいえ、資料の中で、これ以上の事務負担は受け入れられないと強調されているので、具体的にハードルになるところをもう少し詳細にお聞かせいただきたい。また、避けるべき企業負担を懸念されているが、これについても、事務作業やシステム改修のコストをもう少し具体的にお聞かせいただきたい。

<小西構成員>

経営者としての実感をお伺いしたい。年金はもらっているけれども、年金そのものの額が小さい高齢者の方がいらっしゃる。この給付付き税額控除の主たるターゲットは子育て世帯であることは間違いないが、低年金の高齢者の方に、就労を阻害するようなことをするのはもちろん論外として、中小企業から見て、今以上に就労を促進することが必要なのか。いわゆる大企業だと、定年は既に超えている方でも、中小企業だと十分戦力になっておられるというケースがあると思うが、そういう方に就労促進という形で、少し背中を押す必要があるのか、もしくは、そういう方はもう今の状況で十分就労意欲を持っておられるので、さらに押す必要はないのか、その実感をぜひ伺いたい。

<是枝構成員>

全国全ての中小企業や小規模事業者がシステムを導入し、使いこなすという想定は非現実的だとの御指摘、そのとおりだと思う。中小企業を担当されている税理士の方などから伺うと、いまだに紙の賃金台帳や紙の確定申告書などを使っていることもよく聞く。

ただ、将来的に所得と連動した迅速かつ柔軟な給付執行を実現する法制度及びデジタル基盤を整備すべきとの御主張を実現するためには、政府の側だけでなく、企業においても、中小企業も含めて所得情報を国にリアルタイムで送る仕組みが必要になり、その際には、中小企業主にも一定の御協力をいただかなければならないと思う。

すぐにはもちろん難しいものの、将来において、中小企業においてシステムを使ってデジタルで国に所得情報などを渡すために、一体どのようなことをすればよいか、御提言をいただきたい。

<翁構成員>

現下の状況を踏まえれば、所得に応じた給付に絞った制度とすべきと御提言をいただいているが、早期導入のためには給付一本にするべきだけれども、将来的には税額控除と給付の組み合わせも検討してはどうかという考え方もある。この点について、事業者の視点では、将来的にも所得に応じた給付に絞った制度とすべきと考えておられるのか、ある程度、準備期間などがあれば、将来的に税額控除との組み合わせも選択肢となると考えておられるのか、御意見を伺いたい。

<伊藤構成員>

政策目的に負担軽減と就労促進と書いてあるが、就労促進について、どの程度の期待感をお持ちか、あるいはどういうイメージをお持ちか、お聞きしたい。より働く結果として、給付あるいは税額控除という形で、働けば働くほど最終的な収益が増えるというのが今回、一般的なイメージだが、これによって著しく労働力が増えるとお考えなのか、あるいはやり方を間違えるとむしろ逆効果があるのか、お考え

があれば教えていただきたい。

<武田構成員>

総論における社会保障制度の改革の必要性について、賛同する。

その上で、まず、「既存のインフラを活用した所得に応じた給付を早急に実施すべき」との御提案に関連し、2点お伺いしたい。

1点目は、年末調整の利用について。実務者会議や先ほどの八代氏の御説明では、年末調整を利用した給付とすることで、本年末から実施可能との御意見や、事業者は給付金の立替えをする必要はなく、従来の年末調整と一体的に税額控除ができれば増える負担は少ないとの御意見があった。また、税額控除となれば、これから税制改正等を行って、源泉徴収義務者に年末調整に向けて御準備いただくことになると思うが、こうした対応は可能なのか。これらの御提案について、改めて御見解があればお伺いしたい。

2点目は、社会保険料支払いとの相殺による給付案についても御提案いただいているが、この点についてはどのようにお考えかお伺いしたい。

<日本商工会議所>

まず、前提として、中小・小規模事業者にとって、雇用をどれだけ継続的に確保するかという問題は非常に大事な一丁目一番地に近く、働いてくれる方がいなければ、明日の仕事ができなくなる。一方で、働く方々も、二昔、三昔前のように、ここで最後まで頑張るぞという方は、残念ながらそれほど多くない。と同時に、誤解を恐れずに言うと、例えば結婚をして、子育てをして、その時点でお辞めになる方というのもほとんどいない。それに対しありがたいと思うが、一定期間お休みに入る方もいる。そのときに社会保険料がかからなくなったり、あるいは税金についてもイレギュラーなことが起きたり。要は、就業環境が単純で、終身雇用で男が頑張っていて、みたいな昔とは根本的に違うので、非常に複雑な就業環境の中で、就業の様子と所得に関連した税実務と、社会保険料の間違いない捕捉、これを中小・小規模で確実にやり続けるのは、今時点でかなり厳しい。

この中にいろいろな新しい変動要素が入ってくると、真面目な会社であればあるほどちゃんとやろうとし、ちゃんとやろうとすればするほど、本業から離れていってしまう。これで経済がうまく回っていき、最終的に企業が発展していく、それが報酬に反映される、賃上げにちゃんとつながっていくのかが心配。

深澤構成員からもお話があったが、極論を言うと、源泉徴収業務自体、中小企業から外してもらいたい。先ほども申し上げたが、税務行政のお手伝いを目いっぱいすることはもちろん構わないが、税務署の出張所ではないので、できればアメリカと同じように、原則は全員が確定申告をするような仕組みが望ましい。特に今、副業等で、ほかの収入も積極的に求めていいことになっている中では、一企業で社会保障関連の費用や税務についてもやるのは難しいとますます思っている。

是枝構成員がおっしゃられたシステムとも関連するが、例えばコロナ禍のとき

に商工会議所では中小企業向け給付金の申請サポートを行った。給付金は前年度に比べてどれくらい売上げが下がったか、これが基準になっていたが、前年あるいは前々年の売上げが幾らかすら分からない人や、去年までは大体1日3万円くらい売上げがあって、たまに土曜日もお客さんが来る位の方々に対して、ヒアリングをしながら、後追いで間違いのない帳簿をつけて、前年売上げと比較するようなことをお手伝いしていた。このように、現状、残念ながら正規の帳簿をつけられておらず、ましてやシステムの導入も全然できていない、極論を言うと、依然としてそろばんしか持っていない商店もある。それに向かってシステムを変えればというのは、なかなか難しい。

将来は、いろいろなインセンティブをつけていただくことで、導入することはできると思うが、今この時点でシステム改修すればそんなに難しい話ではないというのは、現状からは相当離れていると思う。

まずは急ぐために簡易に給付のみでスタートしてほしいが、将来的な税額控除導入についての翁構成員からのお尋ねについて、制度の目的は何なのかを明確にすると、結論は一緒だと思う。給付と税額控除いずれもお金として手に入ってくるものは一緒なので、社会的なコストをかけて無理に税額控除を導入する必要があるのか。まして仮に企業側に毎月管理が必要となるような仕組みは、ほぼあり得ない議論だと思う。中低所得者をしっかりと支援するという意味では、現状になるべく早く対応すると同時に、中長期的にも制度をしっかりと設計していただいた上で、必要な方たち、企業、社会全体、あるいは行政にとっても、極力簡素で間違いのない方法に収れんするとありがたい。

<是枝構成員>

先ほど、極論を言うと源泉徴収業務をなくしてほしいというふうに御主張されたが、これは年末調整をなくしてほしいではなく、源泉徴収そのものをなくしてほしいという御主張で間違いはないか。

<日本商工会議所>

間違いはない。

日本労働組合総連合会からのヒアリング

<日本労働組合総連合会>

本日は、働く者、生活者の立場から意見を述べたい。

まず、本題に入る前に、連合が考える税制改革について御説明したい。連合の目指す社会像は「働くことを軸とする安心社会」。それを支える基盤の一つとして税制改革がある。

税制改革の基本理念として、「公平・連帯・納得」を掲げている。公平とは、経済力のある人が大きな税負担を担う垂直的な公平、同じ経済力のある人は同じ税負担を担う水平的な公平、負担を将来世代に付け回さない世代間の公平、これらを

確保すること。連合は、赤字財政によって将来世代に負担を付け回さない、すなわち世代間の公平確保のため、所得税の累進構造の強化や金融所得を含めた所得税の総合課税化など、垂直的・水平的公平の確保に向けた税制改革を行う必要があると考えている。また、連帯は社会全体で負担を分かち合うこと。そして、納得とは、納税者、国民が税に対する理解を高めることができる分かりやすい税制を確立することだと考えている。こうした「公平・連帯・納得」という理念の下で、有識者会議で重ねられた議論を踏まえて、5点意見を申す。

1点目は、導入の目的について。これまでの議論では、給付付き税額控除の目的は、中低所得者の負担軽減と就労支援の2つを柱として検討すべきという意見が示されており、この点について賛同する。連合は結成以来、税による再分配機能の強化、消費税の逆進性対策を求めてきた。その中で、給付付き税額控除は、中低所得者への恒久的な支援策となるだけでなく、就労支援にも資する制度として、約20年にわたってその構築を求めてきた。具体的には、消費税還付制度と就労支援給付制度の二つ。資料に、詳細や考え方を記載しているので、詳細な説明は割愛するが、これら二つの制度は、中低所得者の負担軽減と就労支援につながると考えている。

なお、この二つの連合が求めている目的が実現できるのであれば、必ずしも提示している二つの手法に固執するものではない。加えて、就労支援という制度目的に照らせば、給付付き税額控除の対象となる勤労性の所得については、給与所得と事業所得を基本とすることが適切だと考えている。働き方の多様化が進む中で、雇用労働者だけでなく、フリーランスや自営業者など勤労を通じて生活を支える層を幅広く対象とすることが重要。

2点目は支援の対象について。これまでの議論では、勤労者を対象とすることや、年金受給者や生活保護の対象者は既存の制度で適切に対応すべきとの意見が示されているが、この点についても賛同する。

自立を目指す方々の就労を支援するという目的に照らせば、障害者や生活保護、年金受給者など既存制度の枠組みで支援が講じられている方々については、まずはそれぞれの制度の中で課題解決を図ることが適切。子育て世帯への追加的な支援についても、給付付き税額控除の枠組み外で行うことがよい。

また、高齢者について、純負担率の分析から、現役世代と比べ、税・社会保険料負担が相対的に軽く、年金給付等により受益超過となっているのであれば、労働者と同様な支援を行う必要は乏しいと考えている。なお、就労する中低所得の高齢者については、勤労性所得があり、社会保険料負担も生じていることから、対象に含むか否かについては慎重な検討が必要。

まずは早期の制度導入を実現するためにも、対象者を絞り込み、勤労者への確実な支援に重点を置いた制度設計を進めることが重要であり、その上で、既存制度で対応し切れない層について、別途必要な改善策を検討していくべき。

3点目は支援の方法について。これまでの議論では、給付に一本化してもよいとの意見が示されているが、この点について、制度導入のファーストステップとして

賛同する。給付と控除を併用する仕組みとした場合、制度理解が難しくなるだけでなく、行政運営も複雑化し、結果として支援が必要な層に届くのが遅れる懸念がある。諸外国でも給付付き税額控除を全額給付の形で運用し、簡素で透明性の高い制度として定着させているという例がある。こうした事例は、給付一本化が制度の受け止めやすさを高め、政策効果を確実にする上で有効だという声があるからだとして承知している。したがって、制度導入の初期段階では、給付に一本化したシンプルな仕組みとすることが望ましい。これによって勤労者への支援を確実に届けるとともに、早期の実現にもつながると期待している。

また、支援の在り方を検討する上で、つなぎ措置についても同じ観点から整理する必要があると考えている。まずは支援を必要とする層への給付から始め、給付付き税額控除の制度導入につなげていく方法が望ましい。

なお、今、議論が進められている、政府が掲げている食料品の消費税率ゼロについては、高所得者にも支援が行われる非効率な政策であること、レジ改修など事業者の混乱をもたらすこと、減税期間終了後に消費税率を元に戻すことが困難であることや、物価上昇リスクがあることなどが様々指摘されていると承知している。こうした指摘を踏まえると、つなぎ措置の支援方法については、給付を軸にするという方向性で検討をお願いしたい。

4点目は実施主体。連合としては、冒頭に手法についてはこだわらないと申し述べたとおり、実施主体についても強く主張する立場にないが、仮に地方自治体に役割を求めるのであれば、国と地方の協議を真摯に行っていただくこと、過去の事例を踏まえた対応の検討、地方の役割の明確化、前広な情報提供、そして、詳細な事務の設計に当たっての地方団体をはじめ現場の意見を十分に反映することが必要。また、事業主に役割を求める場合には、企業の現場の事務負担に十分に配慮する必要がある。様々な関係者の意見を踏まえながら、納得できる制度設計を模索していくことが重要。

最後に5点目。財源については、これまでの議論で深く言及されていないが、給付付き税額控除の導入及び安定運用に当たっては、恒久財源の確保が重要な論点と考えている。連合では、「公平・連帯・納得」の観点から、例えば所得税や相続税、贈与税の累進性の強化、金融所得の総合課税化及び総合課税化実現までの段階的な課税、所得税の基礎控除や配偶者控除の人的控除の所得控除方式から税額控除方式の見直しなどを通じて、恒久的な財源を確保すべきだと考えている。

給付付き税額控除の導入に向けては、さまざまな論点があるが、有識者の皆さまに共通しているのは、給付付き税額控除を早期に導入すべき、という点だと受け止めている。早期導入に向けた検討を加速していただきたいことを改めて申し上げます。

<是枝構成員>

資料3の4ページの「公平性の担保に向けた所得税の見直し」について、所得税、住民税の各種人的控除につき、社会保障給付や税額控除に組み替えていくべきと

の主張に賛成する。所得控除から税額控除や給付付き税額控除に組み替えると、所得税の累進度を高め、高所得者に一定の負担をお願いしつつ、低所得者の負担を軽減できることになるので、いわゆる翁カーブから導き出される今後の所得税改革の方向性とも一致しているように思う。

もっとも当面、給付付き税額控除につき、個人単位で制度設計しようと考えており、先ほど御提案があったとおり、子育て支援は、別途の制度でと考えると、給付付き税額控除については、本人の所得控除である基礎控除の改革を先行することが考えられるところだが、所得控除改革につき、基礎控除の見直しを優先することについて、連合の御見解をいただきたい。

<翁構成員>

2 ページの就労支援給付制度について、給与収入が 74 万円から 250 万円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者に対し、社会保険料・雇用保険料の半額に相当する金額を所得税額から控除、給与収入 200 万円を超えると控除額は段階的に低減・消失すると記載されている。これらの金額について、どういったお考えがあったのか教えていただきたい。

<永濱構成員>

2 ページの消費税還付制度について、実際に制度化するとなると、還付額の基準の設定は結構難しいのではないかと。同じ低所得世帯でも、例えば育ち盛りの子供がいる世帯と、高齢の単身世帯などだと、最低限必要な基礎消費のボリュームが変わってくる。これを仮にやるとすると、一律に処理するのか、もしくは年齢や扶養構成に応じて還付額を傾斜させるのか、どのようにお考えか伺いたい。また、誰に幾ら還付するかという複雑な境界線の引き直しや、それに伴う事務の手間を考えると、消費すれば一律にその場で恩恵が及ぶようなシンプルな減税のほうが、結果的に線引きの不公平感とか混乱を生まないとの見方もあると思うが、対象を絞ることで制度が複雑化するにもかかわらず、あえて還付にこだわる最大の理由と、執行プロセスの煩雑さを回避するために、具体的に何かいい案があればお聞かせいただきたい。

<日本労働組合総連合会>

1 点目にいただいた、基礎控除の見直しを優先することについて、障害を持たれているとか、それぞれの御家庭の御事情は様々ある。連合の場合、基本的には働き方にも個人の生き方にも中立を掲げていて、その観点から基礎控除の見直しを優先することではと思う。

2 点目にいただいた就労支援給付制度の設計については、ボリューム層に着目した。後の質問とも関わるが、財源や規模感は、消費税収の 1 割程度と考えている。その程度をお返しすることでいかがかと思っており、そこともイメージを合わせている。

3点目にいただいた消費税還付制度の設計については、相当額を給付するもので、イメージとしては、消費税負担が相対的に重い低所得者に消費税分を還付するためにということを念頭に置いて、制度をつくっている。実際幾ら使ったかや、子供がいたらいっぱい食べる、高齢の方はそこまで食べないといった、個別の消費実態に応じた細かな線引きはあまり考えていない。

閉会

<清家座長>

明日、実務者会議が開催される予定と伺っている。前回会議での議論と併せて、本日の議論についても簡単に御説明をしようと考えているが、その内容については、私に一任いただきたい。

次回の日程、開催場所等については、追って事務局から連絡させていただく。